

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

県営住宅においては、毎年度、入居者からの収入の申告により収入の認定を行い、その額によって家賃の額を決定していますが、認知症等の理由により収入の申告が困難な者として知事が認めた者について、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入により収入の認定を行うこととするため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 収入の申告が困難な者として知事が認めた者については、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入の状況により収入の認定を行うこととします。

（第 11 条、第 12 条関係）

(2) 対象者

- ・ 認知症である者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項）
- ・ 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号））
- ・ 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条）
- ・ 上記に準ずる者

(3) その他

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

○現行

入居者の毎年度の収入申告をもとに家賃を決定し、収入申告がない場合は、
近傍家賃をもとに家賃を決定。

○条例改正後

認知症等の入居者からの収入申告が困難と認める場合、県が官公署の書類の
閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能に。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営住宅においては、毎年度、入居者からの収入の申告により収入の認定を行い、その額によって家賃の額を決定していますが、認知症等の理由により収入の申告が困難な者として知事が認めた者について、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入により収入の認定を行うこととするため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 収入の申告が困難な者として知事が認めた者については、収入の申告を不要とし、知事が調査により把握した収入の状況により収入の認定を行うこととします。（第 11 条、第 12 条関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第40号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「、入居者」の右に「（次条第1項ただし書の規定の適用を受ける入居者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する入居者であつて、収入の申告をすることが困難な事情にあると知事が認めるものについては、この限りでない。

第12条第2項中「（昭和26年建設省令第19号）」を削り、同条第3項中「申告」の右に「（同項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、第27条第1項の規定により知事が把握した収入の状況）」を加え、「収入の額」を「収入」に、「当該額」を「当該認定した収入」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条から第10条まで 省略 (家賃の決定) 第11条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定した収入（同条第4項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第24条において同じ。）に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者_____ _____からの申告がない場合において、第27条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（令第3条に規定する方法により毎年度算出する額をいう。以下同じ。）とする。 2および3 省略 (収入の申告等) 第12条 県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。 _____ _____ _____	第1条から第10条まで 省略 (家賃の決定) 第11条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定した収入（同条第4項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第24条において同じ。）に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者<u>（次条第1項ただし書の規定の適用を受ける入居者を除く。以下この項において同じ。）</u>からの申告がない場合において、第27条第1項の規定による請求を行つたにもかかわらず、県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（令第3条に規定する方法により毎年度算出する額をいう。以下同じ。）とする。 2および3 省略 (収入の申告等) 第12条 県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する入居者であつて、収入の申告をすることが困難な事情にあると知事が認めるものについて</u>

_____ 2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則<u>（昭和26年建設省令第19号）</u>第7条に規定する方法によるものとする。 3 知事は、第1項の規定による収入の申告_____ _____に基づき、入居者の<u>収入の額</u>を認定し、<u>当該額</u>_____を入居者に通知するものとする。 4 省略 第13条以下 省略	は、この限りでない。 2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則_____第7条に規定する方法によるものとする。 3 知事は、第1項の規定による収入の申告<u>（同項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、第27条第1項の規定により知事が把握した収入の状況）</u>に基づき、入居者の<u>収入</u>_____を認定し、<u>当該認定した収入</u>を入居者に通知するものとする。 4 省略 第13条以下 省略
---	---